

品川区教育委員会要綱・要領制定基準

制定 平成6年4月1日 教育長決定

要綱第1号

改正 平成13年3月30日 要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱(基準)は、要綱および要領の制定について必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準および手続の適正化に資することを目的とする。

(要綱・要領の区分)

第2条 次の各号に掲げる事項は、要綱により規定しなければならない。

- (1) 条例・規則または訓令により委任されている事項。
- (2) 教育委員会全般に関連するような事務処理の基本的事項。
- (3) 事務事業の基本的事項。

2 次の各号に掲げる事項は、要領により規定しなければならない。

- (1) 条例・規則・訓令または要綱の施行にあたっての事務手続き。
- (2) 日常的な事務処理についての手続。

3 同一事案について、要綱および要領を定める必要がある場合は、要領で規定すべき事項を要綱で定めることができる。

(名称)

第3条 名称については、要綱は「要綱」、「要項」、「基準」、「方針」または「指針」を用い、要領は「要領」または「細目」を用いるものとする。

(形式等)

第4条 形式は横書きとし、別記1に定める例による。なお、改廃方式は別記2に定める例による。

2 用字、用語その他必要な事項は、品川区公文条例および用字例の定めるところによる。

(登録)

第5条 要綱を制定・改廃したときは、教育次長に届け出て、登録を受けなければならない。

(関係部署への送付)

第6条 前条による登録を受けた要綱について各主管課は、関係部署あてその写しを送付しなければならない。

付 則

1 この要綱(基準)は、平成6年4月1日から適用する。

2 現に存する要綱および要領については、第5条の規定を除き、新たな改正の時点からこの要綱(基準)を適用する。

付 則

この要綱(基準)は、平成13年4月1日から適用する。



別記 2

1 改正する時は、下記の例による。

<例>

<p>下記により○○○○○要綱の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由</p> <p>2 改正点</p> <p>(1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>(2) ○○○○○○○○○○</p> <p>3 改正後の要綱</p> <p>別添のとおり（改正部分にアンダーラインを引く。）</p> <p>4 改正前の要綱</p> <p>別添のとおり（改正部分にアンダーラインを引く。）</p> <p>5 その他</p>
--

2 廃止する時は、原議を作成し要綱を添える。